

投稿年月日	平成２８年７月２９日	投稿者	市外在住 ７０代 男性
ご意見・ご提案 内 容	（南島原市消防団の組織等に関する規則の）第５条の階級名・区分について、消防庁告示「消防団員の階級基準」に合致するように規則改正されたい。		
回 答	南島原市は、南高来郡深江町から加津佐町までの８町が、平成１８年３月３１日の市町村合併により誕生しました。消防団の組織としては、旧８町のそれぞれの団を引き継ぐ形で構成し、旧８町単位で地区団を設けております。地域の事情を加味したうえでの組織としているところであり、それぞれに地区団長をおいているところです。ご指摘いただきました内容につきましては、「地区団長及び地区副団長の階級は、副団長とする」など、規則改正の検討を行いたいと考えます。ご指摘いただきありがとうございます。今後も、引き続き南島原市に対しましてご協力賜りますようお願い申し上げます。		
担当課	総務課		